

◇合併契約書（吸収合併契約書）の書式

こんな場合に使います

- ・ ある会社同士が、一方を存続会社、他方を消滅会社として吸収合併をするとき

この書類は何のためのもの？

会社が吸収合併をすると、消滅会社の有する権利義務の全てが存続会社に承継されて、消滅会社は解散することになります。

合併当事会社は吸収合併をするに際し、会社法の規定により、合併契約を定める必要があり、その主な記載事項は法定されており、以下の通りとなります。

- ①存続会社、消滅会社の商号及び住所
- ②消滅会社の株主が所有する株式に代えて交付する対価に関する事項
- ③対価の割当てに関する事項（合併比率）
- ④合併後の存続会社の資本金及び準備金に関する事項
- ⑤合併の効力発生日

この契約書は、当事会社が上記のような合併をすることを証するため作成するものとなります。

勝司法書士法人では、細心の注意を払い、確認のうえこのファイルを作成しておりますが、このこのファイルを利用して生じたいかなる損害等に対しても、当法人は一切その責めを負いかねますので、あらかじめご了承ください。

ご意見、ご要望などがございましたら下記までよろしく申し上げます。

勝司法書士法人

E-mail : webmaster@katsujudicialscribe.com

Homepage : <http://www.katsujudicialscribe.com/>

copyright(c) 2003-2010 OFFICE KATSU All Rights Reserved.

合併契約書

株式会社〇〇〇〇（本店 大阪市〇区〇〇〇一丁目1番1号。以下、「甲」という。）と株式会社△△△△（本店 大阪市△区△△△二丁目1番1号。以下、「乙」という。）とは、次のとおり合併契約を締結する。

（合併）

第1条 甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する。

（合併対価の交付及び割当て）

第2条 甲は、合併に際して、普通株式***株を発行し、第4条に定める効力発生日前日最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主に対して、乙株式1株に対して、甲株式*.*株の割合で割当交付する。

（増加すべき資本金及び準備金の額等）

第3条 合併により増加すべき甲の資本金及び資本準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

1. 資本金 金0円
2. 資本準備金 金0円
3. 資本剰余金 会社計算規則に従い甲が定める

（効力発生日）

第4条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成**年**月**日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

（株主総会の承認）

第5条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会において、本件合併に必要な決議を求める。ただし、本件合併の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（会社財産の管理等）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙協議し合意の上、これを行うものとする。

（従業員の処遇）

第7条 甲は効力発生日における乙の雇用する全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。

（合併条件の変更及び合併契約の解除）

第8条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

勝司法書士法人

<http://www.katsujudicialscribe.com/>

(本契約書に規定外の事項)

第9条 本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成**年**月**日

甲 大阪市〇区〇〇〇一丁目1番1号
株式会社 〇 〇 〇 〇
代表取締役 〇〇 〇〇

乙 大阪市△区△△△二丁目1番1号
株式会社 △ △ △ △
代表取締役 △△ △△